

徳風園ヘルパーステーション

指定介護予防訪問介護事業

(介護予防・日常生活支援総合事業) 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿康会が設置経営する指定介護予防訪問介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の生活の質の向上及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的・一体的なサービスの提供に努めるものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する介護予防訪問介護（(介護予防・日常生活支援総合事業)＝以下、介護予防訪問介護という。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防訪問介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6. 介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、次ぎのとおりとする。

徳風園ヘルパーステーション介護予防訪問介護事業所（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次ぎのとおりとする。

静岡県駿東郡小山町上野1440番地の1

（職員）

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び服务内容は次のとおりとする。

一、 管理者 1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、 サービス提供責任者 介護福祉士1名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも介護予防訪問介護の提供に当たるものとする。また、地域包括支援センター等他の機関との連携において必要な役割も果たすものとする。

三、 訪問介護員等 3名以上

訪問介護員等は、介護予防訪問介護の提供に当たる。

四、 事務職員 1名（特養事務員と兼務）

事務職員は、事業に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一、 営業日 月～土

二、 営業時間 午前8時30分から午後5時40分まで

三、 サービス提供時間 午前8時00分から午後5時40分までとし、それを超える時間及び休業日における利用については、個別に調整されるものとする。

四、 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（介護予防訪問介護の内容）

第8条 本事業所が提供する介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。

一、 身体介護

二、 生活援助

（介護予防訪問介護計画の作成等）

第9条 介護予防訪問介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防訪問介護計画を作成する。また、すでに介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、その内容に沿った介護予防訪問介護計画を作成する。

2. 介護予防訪問介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明のうえ、文書による同意を得て交付する。

3. 利用者に対し、介護予防訪問介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（介護予防訪問介護の利用料）

第10条 本事業所が提供する介護予防訪問介護の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当

R3.4.1 改訂版

該介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された割合の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう指定介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域の境よりの往復距離 1 kmにつき20円を乗じた額

2. 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
3. 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込等により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

駿東郡小山町全域

御殿場市柴怒田

(サービスの提供記録の記載)

第12条 介護予防訪問介護を提供した場合には、その提供日及び内容、利用料、当該介護予防訪問介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(虐待の防止)

第13条 事業所は虐待の防止又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(秘密保持)

第14条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第15条 提供した介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する介護予防訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(衛生管理)

第 17 条 介護予防訪問介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 訪問介護員は、感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、自分が感染しないよう、また、媒介者とならないよう、十分注意してその業務にあたるものとする。

(車輛管理)

第 18 条 介護予防訪問介護に使用する車輛は、法定の点検整備他、始業時、運転時の自主点検を常に行い、安全に運転管理するとともに、その使用の都度、運転日報に記載する。

(緊急時に於ける対応方法)

第 19 条 訪問介護員は、介護予防訪問介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 従業者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一、採用時研修 採用後 1 か月以内
 - 二、階層別研修 外部研修、内部伝達研修等随時受けさせるものとする
2. 事業者は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
 3. 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
 4. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
 5. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿康会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。